

刑事司法システムの対象となった高齢者が 帰住する地域での支援実態と課題

—地域住民を対象に支援を行う福祉職へのインタビュー調査から

Issues in Community Support
for Older Adults Subjected to the Criminal Justice System:
Interviews with Welfare Workers Who Provide Support to Local Residents

篠崎 ひかる

SHINOZAKI Hikaru

要約

本研究では、刑事司法システムの対象となった高齢者が帰住する地域における支援実態と課題について、地域住民を対象に支援を行う機関の福祉職10名へのインタビュー調査の分析を行った。その結果、支援を行う上での課題として【受入時の課題】、【支援を実際に進めていく上での課題】が挙げられた。

地域での受入にあたっては、釈放前の本人の生活状況やADLに関する情報が必ずしも十分ではない中でアセスメントを行い、限られた時間で受入に向けた支援をする難しさがある。さらに、地域の社会資源の不足や受入側の支援者の支援経験がないことによる不安や拒否感といった心理的な問題が重なり、既存の社会資源の利用につながりづらい。刑事司法システムの対象となった者への支援を経験したことがない専門職も少なくないことから、社会福祉の専門的な視点から支援の進め方に関する情報や助言を得られる体制づくりが求められている。

キーワード：刑事司法システムの対象となった高齢者、地域共生社会、地域生活支援

Abstract

This study analyzed interviews with 10 welfare workers from agencies that provide support to local residents regarding the actual situation and challenges of support in areas where older adults with a history in the criminal justice system return to live. Challenges at the time of acceptance and challenges in actually providing support were identified as issues requiring attention. When a person is being accepted into a community, difficulties arise in relation to conducting an assessment and providing support for acceptance within a limited time frame, given that there may not be sufficient information on the person's living conditions and activities of daily living prior to his/her release. Furthermore, psychological problems such as anxiety and a sense of rejection due to a lack of social resources in the community and a lack of experience supporting people on the receiving side combine to make it difficult for returnees to use existing

social resources. Since many professionals have no experience in providing support to people subjected to the criminal justice system, it is vital to establish a system to obtain information and advice on how to proceed with support from a professional social welfare perspective.

Key words: Older adults covered by the criminal justice system, Community-inclusive society, Community living support

I. 問題の所在

2020年に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、多様化・複雑化するニーズに対応する地域包括支援体制の構築が進められている。それに伴い、2021年4月からは市町村による重層的支援体制整備事業が創設され、これまで市町村とのつながりが薄かった分野との協働も求められるようになった。その中には、保護観察所や地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）⁽¹⁾といった刑事司法の対象となった者⁽²⁾の地域生活に関わる機関も含まれている⁽³⁾。

これまで、高齢者や障害者をはじめとする福祉ニーズを有する被疑者・被告人や矯正施設退所者等の釈放後の地域生活に対しては、各都道府県に設置される定着支援センターをはじめとする機関が中心となり、生活環境のコーディネートやフォローアップといった支援を実施してきた。中でも刑事司法の対象となった高齢者は、就労支援や家事支援、余暇支援といった多様な支援が必要とされる一方で、障害福祉サービスにも介護保険サービスにも該当しない場合は、利用できる社会資源が乏しい（一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会2015）。その上、支援者からの支援拒否をはじめとする地域での連携の難しさから、帰住先での支援が円滑に進まないという課題も明らかにされてきた（篠崎2019；篠崎2020）。その背景として、地域住民に対する相談支援を行う地域包括支援センターや相談支援事業所といった機関や地域住民への周知啓発に関する課題が指摘されている（古川2017、松尾2016）。

重層的支援体制整備事業の開始によって、刑事司法システムの対象となった高齢者への支援を専門的に行ってきたわけではない市町村においても、彼らへの相談支援を行う機会が増えることが想定されるが、彼らが帰住する地域で支援を行う支援者が直面する支援上の課題に対しては、未だ十分な研究がなされてきたとはいえない。

II. 研究目的と研究方法

上記の問題意識から、本研究では、地域住民を対象に相談支援を行う機関の職員へのインタビュー調査の分析を通じ、刑事司法システムの対象となった高齢者に対し、地域でどのような支援を行っているのか／行うことが難しいのかを明らかにし、地域での支援を展開する上での課題を明らかにする。

研究方法は、地域包括支援センターや市役所といった地域住民を対象に支援を行う機関の支援者10名に対するインタビュー調査の分析である。調査協力者の選定においては、刑事司法システムの対象となった者への釈放前・釈放時における支援経験がある者とならない者の両方を選定し、双方の立場から分析できるように努めた。調査対象者は、同じ市町村の支援者の中で支援経験に関わらず刑事司法システムの対象となった者への支援についてインタビューできる支援者を紹介してもらった機縁法で実施した。その中で釈放前・釈放時の支援経験がある別の市町村で勤務する支援者を紹介いただいたため、その支援者にもインタビューを行っている（Eさん）。本調査は特定

の地域の支援者へのインタビュー調査かつ機縁法で実施された調査であることから、その一般性は必ずしも明らかではない。調査対象者には釈放前・釈放時の支援経験がある支援者となない支援者を5名ずつ含んでいるが、釈放前・釈放時の支援を経験したことがないと回答した職員5名のうち4名も、支援途中で利用者が刑事司法システムの対象となっていたことを知る経験や、支援している高齢者が万引きを行い警察と連携するという経験を有していた。

インタビューでは、支援経験の有無に関わらず共通する質問として、「司法機関との連携の有無」、「刑事司法システムの対象となった者が地域に帰住した場合に利用できる社会資源や支援体制として考えられるもの」について尋ねた。次に、刑事司法の対象となった者への支援経験がある調査対象者に対しては「他の支援対象者への支援との異同」、「支援を展開していく上で課題となっていること」、「今後地域における支援が展開されていくにはどのようなことが必要か」等の質問を行った。一方、刑事司法システムの対象となった高齢者への支援経験がない調査対象者に対しては、「刑事司法システムの対象となった者への福祉的支援に関する制度や社会資源について知っているか」、「支援の際に考えられる疑問や不安などはあるか」等の質問項目に基づき実施した。調査方法は、1人あたり45分～1時間半程度の半構造的インタビューとし、課題の整理にあたっては、Mayring, P. (2014) の要約的内容分析を採用した。調査は、調査対象者の所属する機関の事務所や応接室もしくは調査対象者の指定した場所で実施した。調査期間は、2020年8～12月である。調査協力者に対し、調査への協力は本人の自由意志であり、同意書提出後であっても、調査の中止や拒否ができ、それによる不利益が生じることはない旨を事前に説明した。調査の際には、調査協力者の同意の上で録音もしくは筆記による記録を行い、匿名化した上で逐語データに起こした。本調査は、筆者が所属していた首都大学東京（現・東京都立大学）の研究安全倫理委員会の承認を受けている（承認番号H31-132）。

表1 調査対象者の概要

ID	所属	支援経験の有無			所持資格
		釈放前・ 釈放時	支援途中 で知る	なし	
A	L 地域包括支援センター		○		社会福祉士、主任ケアマネジャー
B	〃		○		社会福祉士、精神保健福祉士、主任ケアマネジャー
C	M市自立支援課	○	○		社会福祉士
D	N 地域包括支援センター	○	○		社会福祉士、主任ケアマネジャー
E	O 地域包括支援センター	○	○		社会福祉士、主任ケアマネジャー
F	P 地域包括支援センター	○	○		社会福祉士、主任ケアマネジャー
G	M市高齢者福祉課		○		なし
H	〃		○		社会福祉士
I	Q 地域包括支援センター			○	社会福祉士、精神保健福祉士、主任ケアマネジャー
J	〃	○	○		主任ケアマネジャー、介護福祉士

Ⅲ. 調査結果

はじめに、対象者の語りから、「地域での支援において課題となっていること」に関係するインタビューデータを19の「コード化単位」として抽出し、共通する内容であると判断したものを6の「文脈単位(カテゴリーの下に位置づけられる単位)」に取りまとめた。さらに「文脈単位」を2の「カテゴリー」に集約した。その結果、地域での支援を進めていく上での課題として、【受入時の課題】、【支援を実際に進めていく上での課題】が挙げられた(表2)。以後、カテゴリーは【 】、文脈単位は《 》、コード化単位は〔 〕、インタビューデータにあたる分析単位は「 」で表記する。

表2 地域での支援において課題となっていること

カテゴリー	文脈単位	コード化単位	分析単位
受入時の課題	受入の躊躇	支援経験がないことによる不安	そういう訓練をしていないので、どこどこから出所する人の受入をお願いしますってなると「どうしよう!」ってなっちゃうのかな。/今まだなかなかそういう経験がないから、多分おそらくこの先にそういうことがあったら正直やっぱりかなり構えると思います。どうやってサポートしていこうかって、内容にもよりますけどね。
		何かあった時の対応方法がわからない不安	担当のスタッフも「こわい」って話をしたり、訪問看護の人も「どうしようなにかあったら110番すればいい?」と話すのを「大丈夫だから」と話をして。/社会福祉士っていう立場からすれば、過去がどうのこうのというよりも今とこれから。過去がどうだったからもう受けられないよということはあるべき形ではないという事は認識してるんだけど、でもやっぱり実際は生身の人間同士だからやっぱり不安はどうしても出てくるから、周りと一緒にその不安を少しでも払拭していくかっていうか。
	受入体制構築の難しさ	連携している事業者や支援者からの支援拒否	「それ私たちの仕事?」「いけないことをした人を私たちが見るの?」となっている。普段はその人たちも悪い人じゃ全然ないんだけど、急に犯罪したとなるとそういう対応になる人もいる。/人としてどうしたいかっていうことよりも、犯罪とか反社会勢力とかそういう話の方をガンガン質問されたときに、そこからなのかなって私は感じたので、包括の職員側がそういうところで引かかったら先に進めないっていうのは感じました。/仮出所してきて、犯罪犯したっていうことに対しての受入がケアマネさん自身、感覚的にできなかった。
		帰住前の生活状況に関する情報不足	電話でいきなり支援の依頼があるとその人を見たことがないからびっくりするかもしれないけど、地域に戻る前にワンクッション、地域に戻るための手段を一緒に考えられるような。精神病院を退院するときは医師や看護師、リハビリっていろんな人が集まってじっくり話し合いをするけど、刑務所にはそれがありませんよね。中でどんな暮らしぶりなのかもその人がどんな人なのかもわからない。/その方にもそういう事情があって罪を犯してしまったっていうところ、その後の本人がどういう方かというところがきちんと共有されていけば。
	限られた期間の中で社会資源を調整することの難しさ	どういった支援に乗せていくかというところで生活困窮の支援というのは時間勝負などところがあるんですね。そういう意味では数少ない情報で支援を短時間にまとめていく。結果的には支援上のプレが出てきちゃって不適応になってしまう。	

カテゴリー	文脈単位	コード化単位	分析単位
受入時の課題	支援対象者との信頼関係構築の難しさ	支援者側の不安や戸惑いから支援対象者との信頼関係が構築できない	刑余者支援に関わったことがないとみんな構えるんですよ。うちのセンターでもよくあったんですけど、その人と会うときに私以外で女性とかで行くとしたら「2人で行かなきゃだめ」とか「何かあったらどうしよう」とか先に考えちゃうんです。わかるんですけど、そうするとやっぱりいつまでたっても警戒心持たれちゃうんですよ、向こうにも。「俺だめなんだな」という。／うちの職員もはじめそうでした。私が（支援対象者の家）行って、「こうですよ」と言ったらその後警戒心を解くんですよ。はじめは2人のほうがいいとか言ってたけど、「なんだそうなの」という感じで。（中略）ファーストコンタクト誰がするかというのも本当は大きいかもしれないですね。／遭遇したことがない人は、あまり関わった経験がないからこわい。関わってみると意外と普通なんですけど。
		語られない本音がある中での支援の難しさ	他の包括さんだったら話としては一般の高齢者の枠として行くんですけど、同じような感覚で行くと「あの人が何があるよね」「なにか壁一枚あるような気がするよね」と。だからその人の本心がどこにあるのかというのがさっぱりわからない。そこわからないと結局支援も何もないので。かといってその人が（刑事司法システムの対象となった経験）を言ってくれるかという、「言ってドン引きされてどっか行かれちゃったらどうしよう」という不安は絶対にあるので、そこを崩すのってすごく大変。／昔のことを話してくれるまでには時間がかかるし。アルコール依存チックな人にも生活歴を聞いてると空白の10年があって、それを関係作って聞いていくと、刑務所に入っていたと話してくれた。彼らの人生の中でそれを話すのはすごく大変なこと。
		更生保護施設や定着支援センターからスムーズに地域移行できるようなシステムの充実	せっかく一生懸命定着支援センターとか更生保護施設の人たちが「地域へ」って頑張ってるにもかかわらず、うちらが壁作った瞬間に二度と来ないってなっちゃうので、そうすると「うちがやったことは何だったんだ」となっちゃうと思います。／段階的にちょっとずつフェードアウトできるように、そういう仕組みがないと「つないだからあとよろしくね」とそこへの対応が慣れてなかったら結局びびって関係機関との関係自体が「この人には言いづらいわ」とどこにも相談できずに悶々と抱えちゃうので。それだとやっぱりその人の安定した生活ってできないと思うんですよ。／更生保護施設から出るときには当然施設の社福とか生活保護がつかなら生保のワーカーとかで話をしているのでそこはうまくいくと思うんですけど、ハードを整えてもソフトはどうなの？という。ソフトは時間かけてじっくりやっついていかないと。
支援を実際に進めていく上での課題	利用できる社会資源の不足	介護サービスにも障害サービスにも該当しない高齢者の利用できるサービスの不足	金銭管理があいまいな人は、認知症とかであればサービスが使えるが、自立している人はサービスがある自治体とない自治体があって。
		就労支援の難しさ	どうしても釈放と同時にすぐに仕事といった場合にはまずは業種が限られちゃいますね。できる仕事といっても体を使う仕事というのが多くなってしまうと、建築業あたりを考えると60過ぎるとお仕事が難しい。あとは、法律的なところがいろいろあって難しい。／執行猶予中であるとか刑の終了からどのくらい経っているかによって警備業等への斡旋ができないというところもありますので。
		刑事司法システムの対象となった者への社会資源に関する知識の不足	実際ほとんどの人がこの特別調整の表とかも知らないんですよ。福祉の人が法律は関係ないって思ったら絶対ダメ。司法に関心ある人はそれ（特別調整について知らないこと）も「なぜ？」って思うけど、全然知られていない。／包括の職員は司法ソーシャルワークのトレーニングというのは一切受けていない。それが問題。不起訴・起訴、執行猶予とかいう言葉は聞いたことあっても法律的な知識に乏しい。／まず出所される方のサポートの機関を何か使ったことがないのでわからないのと今地域で暮らしている方をサポートするための関係機関との連携というところしか今頭には浮かばないんですけど。／地域定着支援センターという機関があるので、障害とか高齢とかそういったニーズがあるところとかの支援はあると思うんですけど、社会復帰というところでの資源というのはまああると思うんだけど、現実問題そこが稼働している人でそこと連携をとりながら何かをやっているっていうのは多分私が把握している中ではほぼないので、どこまでそれが機能しているかっていうのがちょっと我々も見えていないところがある。

カテゴリー	文脈単位	コード化単位	分析単位
支援を実際に進めていく上での課題	利用できる社会資源の不足	事業者の支援拒否によって利用につなげられないことによる支援の停滞	刺青が入っていることによってデイサービスの利用が大変困難でした。なぜなら入浴を希望されていたので。袖をまくと(刺青が)結構出てたんですよ。それを見て事業者さんの方が他の利用者さんに説明できないので断られた。(中略)頼んだケアマネさん私も全然違うルートで探して、しらみつぶしにずーっと全部当たって、今隣の市で受けてもらってます。/ただ、これは犯罪とかに関係なく、支援者の心理的に偏見があると結果として変わってくる可能性はあるかもしれません。言い方がきつい人とかクレマーみたいな人は必要なサービスがうまく入っていなかったりすることもある。あの人は仕方ないよね、と言い合ってしまう。
支援対象者が安心して生活できる居場所づくりの必要性	地域の居場所の利用しづらさ		地域に住んでると「あの人どういう人だ」って言うところが本人の意図せざるところで出てしまう。でも刑余者というのは過去であって、現在に何か表向きに刑余者だから出て行ってくれなんてことは言えない。差別になってしまうので。でも逆に言うとなんかそういうものというのはどうしても内在化してしまう。こもった差別になっちゃうんですよ。いわゆる白い目で見ると。それが始末におえない。声に出して言う人であれば口に出して反論できますけどね。そういう意味では刑余者の方の居場所の難しさというのは確かにあります。/共通して言えるのが安心して住める場所、集まれる場所が欲しいって。(中略)自分の前のことは言いたくないんだけど溜めるのもしんどい。やっぱり話をしたいってなった場合、地域のそこら辺で、「実は私人を殺したことがあって」って話して、ドン引きされて「わー、この人に近寄るな」ってなっちゃう。そこはやっぱりそういう場(安心して過去について開示できる場)を作らないといけない。/ただ当然そういう(刑事司法システムの対象となった)人っていうのは地域の中で有名になっているので、そもそも(地域のサロン等が)受け入れるかどうかという。そういう意味ではある程度孤立しやすい環境ではあるのかと思います。
支援対象者が安心してサービスを利用できるような配慮の必要性			家でお風呂入れなくなってデイでお風呂に入ろうって話をしたら「入りたくない。ここに入ってる(刺青)を見られたくない」って話して。全然普通の人なんですけど。「それじゃあ見られないように一番最後に入るのだったらどう?」と聞いたら安心して「入りたい」って。
居場所の確保に向けた支援の必要性			刑余者の方にも居場所が必要だと思います。それはお家がある方でもない方でも地域の中では孤立をしてしまう。その居場所というのが意味お仕事かもしれない。あるいはずっと前から住んでいる方にとっては逆に肩身が狭い中で今までの状況の中で、「この人はこういう状況であっても話を聞いてくれる」という誰々さんが居場所なのかもしません。じゃなければあなたが持っている長所を受け入れるところがあれば探しましょうということになるかもしれません。/家にいてはぼーっとしてるだけじゃアレだから何かしてよって言うたんですよ。「じゃあ何ができる?手初めに」と聞いたときに、「掃除ぐらいだったらできるんじゃないかな」と言うので、「じゃあわかった、公園掃除するか」って言って、さっきの民生委員さんも朝早く一緒に来て公園掃除一緒にやってくれたんですよ。やっぱり1番はじめ1人でやると、「なんだこいつ」っていう感じになるかもしれないので、民生委員さんが何回か一緒に来て掃除して、その後民生さんを離れる。あとは掃除道具も全部渡して定期的に自分でどうぞって言って、じゃあやるわと言って「ご苦労様です」と声をかけられる。地域の人から毎朝「ご苦労様です」って声をかけられる。「ああこれやってよかった」という風に認められたところで、近所の掃除がすごく生きがいのようになってきて、「やって楽しいんだよ」って。
ミスマッチがあった場合の再調整			(怒りやすい)特性というかそういうところがあると事業所とかとのやりとりがうまくいかなかったりということがあるので、そのへんは気をつけて対応するようにしますけれども。もともとそういう特性があって「何かあったら言ってくださいね」とかケアマネジャーさんをお願いした場合でも、何かあった場合には間に入りますし、ご本人が事業所を変えたいとなったら必要性があれば間に入って。関係修復も難しくなったら「変えましょうか」という話を一緒にしていったりとか。

カテゴリー	文脈単位	コード化単位	分析単位
支援を 実際に 進めて いく上 での課 題	支援に 行き詰 まった ときに 相談で きる場 所や関 係の必 要性	社会福祉的 な視点から 相談に乗っ てくれる人 の必要性	警察とかになっちゃうとやっぱりあるところの線引きで「また何か起こしたら言ってください」とか結局なかなかその人の生活を支える部分の関わりってというのはあんまりね。何か事件を起こしたときに危機介入的に関わってもらえる機関の機能としての違いというものもあると思うんですけど、その方への関わりというかその方を支えるっていう立ち位置がなかなか福祉とは違うとは思いますがね。(中略) やっぱり警察とかそっちになっちゃうと結局「はいまた刑務所だよ」とか「今度は気を付けてね」とか「やったら終わりだよ」とか「何回やったら終わりだよ」とかね。そういう部分になっていくと思うから、そういう方をどうやって支えていけばいいのかっていうところが相談できるとか。
		身近に相談 できるスー パーバイ ザーや相談 窓口の必要 性	今はなかなか例えばそういうのも経験されてる方がそもそも近くにいるかどうかかわからないと思うところだと思う。／やっぱりそれでも後ろ盾っていうか、それが欲しい。(中略) スーパーバイザー的な存在とか、相談機関。
		刑事司法シ ステムの対 象となった 背景や支援 の必要性を 認識できる ような教育 ・研修への つながり づらさ	その人の前を知らないと支援ができないとかいきなり包丁振り回すとか変な先入観が入ったり、それは危険。刑余者支援の研修とかがあれば別に子どものころからの根っからの犯罪者っていないので、何か衝動があってやってしまったとかその背景があるのでその背景を探るといって、背景があるんですけどいうことを押さえれば理解できるのかなって思うんですけどね。ただ1回言われてすと落ちる人はなかなかいないので繰り返し繰り返しになるでしょうけど。／要支援の高齢者の支援に入っているのに「反社会的勢力の人の支援はできない！」って何なんだろうとかは思いますがね。とはいっても教育を受けていないからそんな感じで。／成功事例が共有できる場を初任者研修とかに入れてもいいのかなと思ったりもする。万引きでいっぱいいっぱいの人もいるので。スキルアップの機会や支えてくれる人や言葉に出会うこと、トレーニングできれば変わってくると思う。

1. 【受入時の課題】

1つ目の【受入時の課題】というカテゴリーは、《受入の躊躇》、《受入体制構築の難しさ》、《支援対象者との信頼関係構築の難しさ》という3つの文脈単位で構成された。

1) 《受入の躊躇》

地域の支援者が刑事司法システムの対象となった者への支援に関わる際、支援経験がない職員は〔支援経験がないことによる不安〕や〔何かあった時の対応方法がわからない不安〕に直面する。ここでは、社会福祉士という専門職として、「過去がどうのこうのというよりも今これから」と認識しつつも、「生身の人間同士だからやっぱり不安はどうしても出てくる」とし、「経験がない」ことによる不安を「周りと一緒に」支援することで払拭しようとしている。

上記のような状況に対し、支援経験がある支援者は、①連携する支援者や事業者等に対して本人や家族の状況、本人の特性やニーズ等について可能な範囲で丁寧な情報共有を行い、それぞれの役割分担を確認する、②本人と実際に会ってもらおうといった対応を通じて、支援対象者への理解や支援の受入をはかっている。しかし、支援者の不安が大きい場合には、「本人の性格（例：怒りやすい、威嚇するような言動がある、意外とこわくない）」や、支援ニーズとしての意味合いだけではなく、再犯のリスクがないかどうかという意味で「ADLの状況」や「生活スキルの有無」「地域生活への意欲の有無」等が本人の特性として捉えられる場合もある。このような場合は、

その人の支援ニーズではなく、個人の性格や意欲といった点で「支援しない」という判断に至る可能性があり、注意が必要となる。

2) 《受入体制構築の難しさ》

地域で支援するにあたっては、〔連携している事業者や支援者からの支援拒否〕による支援の進めづらさだけではなく、〔帰住前の生活状況に関する情報不足〕や〔限られた期間の中で社会資源を調整することの難しさ〕に直面しながら受入体制を整えていくこととなる。

調査協力者がこれまで日常的に連携している事業所や支援者であっても、支援対象者の犯罪歴について判明したタイミングから「そういう方の支援はできません」と支援拒否につながるケースは少なくない（〔連携している事業者や支援者からの支援拒否〕）。また、〔帰住前の生活状況に関する情報不足〕では、帰住前の生活状況等の情報がわからない中での受入の難しさが語られた。精神科病院を退院するケースと比較し、地域移行前に関わっていた職員と共に支援対象者に関する情報共有や支援の方向性について検討できる場が必要なのではないかという言及もあった。

釈放後の受入を行う支援者として入口支援に関わった経験がある支援者からは、「割と支援のスキームというのは司法の世界でも認知されているのかな」（Cさん）としつつも、〔限られた期間の中で社会資源を調整することの難しさ〕が語られ、緊急性が高い支援を支援対象者に関する情報不足の中で行っていくという難しさが重なっていることがわかる。

3) 《支援対象者との信頼関係構築の難しさ》

《支援対象者との信頼関係構築の難しさ》は、〔支援者側の不安や戸惑いから支援対象者との信頼関係が構築できない〕という支援者側の姿勢による課題と、〔語られない本音がある中での支援の難しさ〕という刑事司法システムの対象となったことによる本音の語りづらさ、そして地域移行にあたっての〔更生保護施設や定着支援センターからスムーズに地域移行できるようなシステムの充実〕といった3つのコード化単位で構成された。

支援経験がある者からは、〔支援者側の不安や戸惑いから支援対象者との信頼関係が構築できない〕という、支援経験のない支援者の「構える」態度によって、支援対象者との信頼関係を築けないというケースもあるという語りが聞かれた。このような状況に対して、支援経験のある者の対応としては、支援経験がない人と経験や情報を共有しながら一緒に支援を行うといった対応をとっている。また支援対象者との関わりの中では、刑事司法システムの対象となったことによって生活歴を尋ねる際に語られない空白の期間や出来事がある、信頼関係を築かないと出てこない本音があるということを踏まえながら支援を行うこととなる（〔語られない本音がある中での支援の難しさ〕）。

それを踏まえて、支援対象者の「過去の犯罪歴を知られたくない」という気持ちと「誰にも言わずに抱え込むのはつらい」といった葛藤やそれへの対応について語られた。ここでは支援者と支援対象者という関係性の中で、支援対象者が「(支援を受けるためには)『言わなきゃいけない

のかな』という心理状態になる」ことから、「答えたくないことは答えなくてよい」ことを支援者側が支援対象者側に提示することの重要性が語られた。

一方で、支援経験がある者が同じ職場にいない場合には、このような手法を取ることが難しく、支援経験がない職員であっても支援のノウハウを共有できるような場が必要とされている。上記のように、地域の支援者と支援対象者との信頼関係ができるまでに時間がかかる場合もあることから、地域でサービスの利用ができるように体制を整えるだけでなく、本人と地域の支援者との関係性の構築についても留意しながら地域に移行できるよう、〔更生保護施設や定着支援センターからスムーズに地域移行できるようなシステムの充実〕が求められるのではないかという語りもあった。

2. 【支援を実際に進めていく上での課題】

このカテゴリーは、受入後に地域で支援を進めていく上での課題を整理したものであり、《利用できる社会資源の不足》、《支援対象者が安心して生活できる居場所づくりの必要性》、《支援に行き詰まったときに相談できる場所や関係の必要性》という3つの文脈単位から成る。

1) 《利用できる社会資源の不足》

《利用できる社会資源の不足》は、〔介護サービスにも障害サービスにも該当しない高齢者の利用できるサービスの不足〕や〔就労支援の難しさ〕に加え、〔刑事司法システムの対象となった者への社会資源に関する知識の不足〕、〔事業者の支援拒否によって利用につなげられないことによる支援の停滞〕といったような、制度があっても社会資源につながらない状況が重なっている。

地域で生活していく上では、家事や金銭管理といった生活スキルが求められる場合もある。家事や金銭管理といった生活スキルを身につけることが必要と考えられる場合は、釈放時にそれらの支援を提供しているような施設を経由して居宅へ移行するといった支援のプロセスを経ることができるといった回答もあったが、介護サービスの支援対象とならない高齢者の場合には、「金銭管理があいまいな人は、認知症とかであればサービスが使えるが、自立している人はサービスがある自治体とない自治体があって」(Eさん)というように、活用できるサービスがない場合もあり、支援が不十分な状況もある(〔介護サービスにも障害サービスにも該当しない高齢者の利用できるサービスの不足〕)。また、〔就労支援の難しさ〕では、就労を希望している高齢者への支援にあたって、居住地を変更する場合の手続きや一定期間就労斡旋ができない業種に留意する必要がある。そもそも高齢者の採用に積極的な業種が限られていることに加え、高齢者の求人が多い警備業等は法律的に欠格事由に該当する期間があり、就労斡旋ができないことから、さらに限られた業種の中で就労先を探すといった二重の難しさがある。このような場合には、「一回短期間生活保護で生活を送っていただいて、生活保護の方でお部屋を紹介してお仕事を探していただく」(Cさん)というように、生活保護を活用しながら時間をかけて就労先を探していく、もしくは保護司やハローワークの出所者支援担当との連携など刑事司法システムの対象となったこと

によって利用できる社会資源との連携といった対応がとられている。

さらに、《利用できる社会資源の不足》には、地域の支援者の間で、刑事司法システムの対象となった者への支援を行っている定着支援センターのような機関の情報や関連する制度の情報等がキャッチされていない現状もあり、これは支援経験がある者となない者の双方が感じている（〔刑事司法システムの対象となった者への社会資源に関する知識の不足〕）。

また、〔事業者の支援拒否によって利用につなげられないことによる支援の停滞〕では、利用できるサービスがあったとしても、事業所の受入が難しくサービスの利用につなげるまでに時間がかかる、連携する支援者から理解が得られず一旦支援が中断してしまう、また、表面的には支援されているようであり、支援者の消極的な態度からサービスにうまくつながらないといった語りがあった。支援対象者の現在の支援ニーズ以上に、「刺青」や過去の犯罪歴が支援受入の判断基準となり、社会資源があっても必要な支援につなぐことができない現状がある。

2) 《支援対象者が安心して生活できる居場所づくりの必要性》

ここでは、〔地域の居場所の利用しづらさ〕、〔支援対象者が安心してサービスを利用できるような配慮の必要性〕、〔居場所の確保に向けた支援の必要性〕、〔ミスマッチがあった場合の再調整〕が挙げられた。

地域のサロン等の日中の居場所を利用しようとする場合には、参加者に過去の犯罪歴が知られている、あるいは知られていない場合にも自分のことを話すことが難しいといった理由で、〔地域の居場所の利用しづらさ〕を感じるケースがある。このような状況に対しては、コーディネーター的な存在として他の参加者と支援対象者をつなぐ支援者の必要性や当事者同士が安心して集えるような場づくりの必要性が語られた。支援対象者が安心して生活するという考えた場合には、プライバシーへの配慮は大変重要な事項である。これは、住民主体で行われているような地域の居場所を利用する際だけではなく、サービスを利用する際にも共通している（〔支援対象者が安心してサービスを利用できるような配慮の必要性〕）。

また、地域の中の居場所づくりという視点では、既存の制度を用いた支援だけではなく、人との関係性や自身の役割の獲得も含めた広い視点での支援が必要となる（〔居場所の確保に向けた支援の必要性〕）。さらに、福祉サービスを利用しながら地域生活を送っていく場合、事業所と支援対象者との支援関係がうまく進まないときは、〔ミスマッチがあった場合の再調整〕といった対応を行う必要もある。

3) 《支援に行き詰まったときに相談できる場所や関係の必要性》

この文脈単位は〔社会福祉的な視点から相談に乗ってくれる人の必要性〕、〔身近に相談できるスーパーバイザーや相談窓口の必要性〕、〔刑事司法システムの対象となった背景や支援の必要性を認識できるような教育・研修へのつながりづらさ〕というコード化単位から成る。

刑事司法システムの対象となった高齢者への支援経験がない者も、路上で徘徊していた高齢者

が保護される場合や認知症による万引きがあった場合、また地域ケア会議への警察の参加など、日常的な業務の中で警察と連携することがある。しかしながら、機関としての役割や対象者の捉え方については違いを感じており、支援に困ったときに自分たちと「同じ」視点から相談に乗ってくれる相談相手が必要と感じている（〔社会福祉的な視点から相談に乗ってくれる人の必要性〕）。その際には、相談できる窓口やスーパーバイザーと身近なところで連携しやすい状況にあることで支援がしやすくなる（〔身近に相談できるスーパーバイザーや相談窓口の必要性〕）。

この背景には〔刑事司法システムの対象となった背景や支援の必要性を認識できるような教育・研修へのつながりづらさ〕がある。地域の相談機関で関わる高齢者のうち、刑事司法システムの対象となった者はごくわずかな人数であることから、支援の必要性が認識されず支援拒否につながったり、そうではなくても制度やニーズに関する知識や情報が行き届いていなかったりするケースがある。調査協力者からは、この問題を改善していくために、介護初任者研修など多くの介護・福祉職が参加する場でのスキルアップやトレーニングの機会の重要性が語られた。今後は、支援者の身近な場所で、当事者のニーズの理解や制度についての研修、支援事例を共有できる場を作っていくという対応が考えられる。

IV. 考察

本研究では、刑事司法システムの対象となった高齢者を地域で受け入れる支援者への調査結果から、地域における支援の課題を整理した。その結果、本人のニーズに合わせた支援を実施するためには、本人や家族への働きかけだけではなく、支援経験のない支援者への働きかけについても考慮されていく必要性が明らかとなった。

まず、【受入時の課題】では、支援経験がない支援者の不安や対応方法のわからなさが表明されており、《受入の躊躇》の一因になっていることがわかる。支援経験がない場合には、すでに支援を開始している場合であっても、犯罪歴について知った段階で支援の中断につながる可能性がある。また《受入体制構築の難しさ》として、〔連携している事業者や支援者からの支援拒否〕だけではなく、支援対象者に関する情報が不十分な中でアセスメントを行い、限られた時間で支援を展開することの難しさがハードルとなっていることがわかった。受入側としては、地域に移行する際の情報共有や自身の役割の確認を丁寧に行えるような体制づくりを必要としている。また、《支援対象者との信頼関係の構築の難しさ》に関しては、支援者側の支援対象者に対する関わり方の課題だけではなく、支援対象者が刑事司法システムの対象となった者であるからこそ過去の犯罪歴を知られることへの恐怖感、それを抱え込むことへのつらさについて考慮しながら、支援対象者との信頼関係を構築していくことが求められる。これに対しては、本人の同意を得た上で、釈放前から支援対象者と関わっている支援者と地域の支援者がケース会議などの場で情報共有し、スムーズに地域移行できるようシステムを充実していくことも考えられる。

その後の【支援を実際に進めていく上での課題】では、他の高齢者と同様、自分たちの機関で支援している対象者の一人として、経済的支援、住居確保、生活支援、介護サービスの導入といっ

た支援を行っていくものの、刑事司法システムの対象となったことによる就労の難しさやサービスへのつながりづらさによる《利用できる社会資源の不足》という現状がある。これに対し、釈放前・釈放時の支援に関わったことのある支援者は、高齢者が利用できる社会資源だけではなく、刑事司法システムの対象となった者が利用できる制度も活用して支援を進めている。さらに、《支援対象者が安心して生活できる居場所づくりの必要性》に留意して、本人との関わりや事業所との調整を行っていた。これに対し、釈放前後の支援経験がない支援者は、定着支援センターや刑事司法システムの対象となった者に関わる制度について知らないという人も多く、なにかあったときに相談できる機関や人の存在を必要としているが、このような情報につながらない状況がある（《支援に行き詰まったときに相談できる場所や関係の必要性》）。

支援経験の有無による差異として、支援経験がない支援者は、〔支援経験がないことによる不安〕、〔何かあった時の対応方法がわからない不安〕といった《受入の躊躇》から、〔連携している事業者や支援者からの支援拒否〕につながる場合や、〔支援者側の不安や戸惑いから支援対象者との信頼関係が構築できない〕といった困難に直面することがある。その後支援を進めていく上でも、〔刑事司法システムの対象となった者への社会資源に関する知識の不足〕のように、刑事司法システムの対象となったことによる支援に関するスペシフィックな知識や経験の不足による課題もある。そのため、支援経験がない支援者は《支援に行き詰まったときに相談できる場所や関係の必要性》を感じていることがわかった。一方で、支援経験がある支援者の場合には、〔連携している事業者や支援者からの支援拒否〕や〔事業者の支援拒否によって利用につなげられないことによる支援の停滞〕といったように、支援に対して消極的・否定的な支援者との連携の難しさや《利用できる社会資源の不足》に直面しながらも、高齢者としての支援ニーズだけではなく、刑事司法システムの対象となったことによる支援ニーズや利用できる社会資源を踏まえ、《支援対象者が安心して生活できる居場所づくりの必要性》を意識した支援が行われていた。しかしながら、実際には、このように支援経験がある支援者ばかりではなく、支援のノウハウや経験を職場内で伝えていくことが難しいことも多い。このことから、支援者の〔刑事司法システムの対象となった背景や支援の必要性を認識できるような教育・研修へのつながりづらさ〕を感じており、支援経験のない支援者への働きかけや、地域移行がよりスムーズに進んでいくようなシステムづくりへの言及がなされた。

支援者への理解が進まない中では、本人の現在のニーズではなく、性格や過去の犯罪歴といった情報を中心に支援可否を判断する人も存在し、支援の受入や実施にも差が生じていることがわかった。支援対象者が過去の犯罪歴によって不利益を被るような介入がなされないようにすることは重要であり、その意味で他の高齢者と「同じ」であることは重要な意味を持つ。一方で、刑事司法システムの対象となったことによるニーズや活用できる制度が認識されないままでは、実施できる支援の選択肢が狭まってしまう。今後は地域の支援者の「身近」な場所で支援事例を共有できる場や、制度について周知できるような機会を作る、あるいは支援の進め方について相談できる窓口の周知といった支援者への働きかけが必要である。定着支援センターを經由して地域

に帰住するケースであれば、受入事業所へのフォローアップ業務があるものの、実際には、定着支援センターを経由せず矯正施設等から直接地域に帰住してくる高齢者も少なくない。そのため、支援者への研修や周知啓発はもちろん、地域の支援者と支援対象者が信頼関係を構築してから地域移行できるようなシステムの在り方について、今後さらなる検討が必要である。

また今回の調査からは、これまでの先行研究においてあまり着目されてこなかった、家族がいる支援対象者への支援についても語られた。語りからは、家族がいることが必ずしも肯定的な側面をもつわけではなく、家族がいることによって個々人の有する問題が複合化し、支援の困難さにつながっているという語りもあった。特に近年は、高齢者の同居家族（息子や娘など）が犯罪行為に至った後の事情聴取への同席や、自宅に残された高齢者の心のケア、帰住時の再調整を行うケースが増えているという語りもあった。属性を問わない支援体制の構築にあたっては、地域の支援者が今後ますます刑事司法システムの対象となった者への受入に関わっていく可能性が考えられる。このような状況を踏まえると、社会資源やネットワークを新たに創出するだけではなく、既存のサービスを活用するためにも、支援対象者本人への働きかけはもちろん、支援者側への働きかけが必要とされている。

V. 本研究の意義と課題

本研究では、地域住民を対象に相談支援を行う機関の職員へのインタビュー調査の分析から、刑事司法の対象となった高齢者に対する地域生活支援の展開における課題について明らかにした。

地域での受入を行うにあたっては、釈放前の本人の生活状況やADLに関する情報が必ずしも十分ではない中でアセスメントを行い、限られた時間で受入に向けた支援をするという難しさがあり、支援経験の有無によって対象者の理解や関わり方にはばらつきがある。例えば、過去の犯罪歴で対象者を捉えることで、現在のニーズがあっても支援が行われない状況も存在する。さらに、刑事司法システムの対象となった高齢者が支援対象者の中で一部の限られた存在であることから、結果として支援のあり方が支援者ひとりひとりの経験や資質に依存しているという実情もある。市町村における相談支援の体制整備と共に、支援者自身が社会福祉の専門的な視点から、情報や助言を得られるような体制づくりが求められている。

今後は、本人に対する働きかけだけではなく、地域でのネットワーク構築や社会資源の開発も含めたメゾ・マクロレベルの視点からも、刑事司法の対象となった高齢者の暮らしやすい地域社会の在り方について検討したい。

注

⁽¹⁾ 高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、刑事上の手続又は保護処分による拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を行う機関であり、各都道府県に設置されている（詳細は「地域生活定着促進事業

実施要領」を参照のこと)。

- (2) 本研究では、刑事司法システムの対象となった高齢者全般の地域生活支援を分析対象とするため、「被疑者」「被告人」「受刑者」「出所者」という特定の段階における対象者を指す用語ではなく、「刑事司法システムの対象となった高齢者」という用語を用いる。また、本研究では、地域生活定着促進事業における高齢対象者の選定条件が原則として65歳以上であること、介護保険サービスの利用に関して考察する箇所があることから、「65歳以上の者」を高齢者と定義する。
- (3) 「重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について (通知)」(2021年3月29日付社援地発0329第13号)、「重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について」(2021年3月29日付社援総発0329第1号、社援地発0329第14号)を参照のこと。

付記

本研究は、筆者が東京都立大学人文科学研究科に提出した博士学位論文「刑事司法システムの対象となった高齢者への包括的支援に関する一考察—地域生活支援の実態と課題から—」の一部を加筆・修正したものである。

参考文献

- 古川隆司 (2017) 「刑事処分を受けた者の社会復帰支援の現況と課題：地域生活定着促進事業10年をむかえて」, 『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』, 7, 40-49.
- 一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会 (2015) 『平成26年度都道府県地域生活定着支援センターの支援に関わる矯正施設再入所追跡調査報告書』
- 厚生労働省 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム (2015) 「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf> (2023年8月25日)
- 松尾多英子 (2016) 「地域生活定着支援センターの刑事政策的課題：支援担当員に対する意識調査より」, 『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』, 6, 83-98.
- Mayring, P. (2004) *Qualitative content analysis: theoretical foundation, basic procedures and software solution*. Klagenfurt, <https://nbn-resolving.org/urn:nbn:de:0168-ssoar-395173> (2023年8月25日)
- 篠崎ひかる (2019) 「高齢出所者の地域定着にむけた支援の構造と課題—地域生活定着支援センター職員の語りの分析から」『社会福祉学』第60号(2), pp.53-66.
- 篠崎ひかる (2020) 「刑事司法システムの対象となった高齢者の地域生活を見据えた支援の展開と課題—支援者へのインタビュー調査から」『社会福祉学』第61号(3), pp.87-100.